

N A S 電池の遠隔制御等に係る運用

N A S 電池の遠隔制御等を行う場合は、次によること。

- 1 法第 1 3 条第 3 項に基づき、遠隔制御等は危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立ち合いのもとに行われること。
- 2 法第 1 4 条の 2 第 1 項に基づき、予防規程に次の事項を定めること。また、予防規程を定める必要がない一般取扱所については、同内容をマニュアル又は内規等実効性のある書類に定めるよう指導すること。
 - (1) 遠隔制御場所及び遠隔制御等の体制に関すること。
 - (2) N A S 電池における火災等の緊急時の連絡体制及び対応体制に関すること。
 - (3) 遠隔制御等を、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立ち合いのもとに行うこと。
- 3 次の安全措置を講じるよう指導すること。

- (1) N A S 電池の火災安全性能に係る事項

N A S 電池は次の火災安全性能を有すること。

なお、危険物保安技術協会で実施する性能評価の適合品は、当該火災安全性能を有するものとする。

ア 単電池

- (ア) 単電池の過充電に対する安全性

充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破壊した場合においても、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

- (イ) 単電池の短絡に対する安全性

単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

- (ウ) 単電池の昇降温に対する安全性

単電池を放電末（完全に放電した状態をいう。）の状態から室温まで降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

イ モジュール電池

- (ア) モジュール電池の短絡に対する安全性

モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内のヒューズが速やかに遮断され、短絡が安全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

- (イ) モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火災にさらされた場合にあっても、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

- (ウ) モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっても、単電池が破壊せず、危険

物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(エ) モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(オ) モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(2) 緊急連絡先等の掲示

一般取扱所の入口等の見やすい場所に、次の事項を掲示すること。

ア 遠隔制御場所の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

イ N A S 電池の異常又は故障等が発生した場合、必要な緊急対応を行う事業者等の所在地、電話番号及び担当責任者の氏名

(3) 遠隔制御場所に係る事項

ア N A S 電池の異常又は故障等が発生した場合に、警報が速やかに移報され、かつ、異常又は故障等の内容が表示される遠隔監視装置を設けること。

イ 公衆回線遮断時においても、N A S 電池の現場確認又は初期対応をさせる事業者等に連絡・通報できる通信機器（携帯電話を含む。）を設けること。